



禁殿聞書

二
止

73
6285
2



73
6285
2

貞弘安也今
八建武ノ比ヲ
云



九年号ハ孝
徳ノ朝大化
之号初レ
唐朝ニテ孝
武帝始テ建
元ノ号ヲ立
玉フト云々
東山等持院
ニテ葬ル時日
野左中弁俊方
ヲ勅使トシテ左
大臣ノ贈官有基
子義詮卿帝
徳ノ春夏ヲ思
出シ歌ニシテ
キ道ニシケレ
位山進ニツケテ
ヲル、袖カナ此哥、名哥ナルニ、統後撰ハルト云リ



去
五味均平蔵

書札ハ古今ニ法ありとい、後宇多院ノ法字、弘安八年
此比古公武ノ書札ヲ定ムルニ云ハレシ

大開
遠堂
蔵書記

- 一 上下ノ位、法字、むと、は、を、**遠堂**、傳、承、長、業、以、位、法、字、事、札、法、字、事、有、
- 一 建武年中ハ後醍醐天皇法保位ノ年号也
- 一 等持院とは是利治親大輔高氏右軍之法名也
- 一 増長長公とは高氏正位大納言も法能界有、**大**
- 一 傳ノ官、法、字、事、有、
- 一 一天系創とい、下、帝、上、法、字、事、有、**大**
- 一 亡、そ、後、新、田、茂、貞、子、切、備、の、法、字、事、有、**大**
- 一 一、依、して、中、系、創、云、



官人段々
替ルラテ
イニト云

- 一 云公のあれも武公に云侍候よりと云ふ家成のいふぬ所
- 一 堀て公は侍候ある方居候成呼し候は成侍候を前
- 一 少將如賀中納言尾法大納言杯の取也
- 一 補任とは前職成去者職にちぎる事なり成補といふ
- 一 任は成侍也
- 一 天下此三職と云は新氏侍候と三人の事な地心
- 一 頃の上右の風流強りとは昔の云侍も又成侍成事
- 一 法侍として一歳被召し不構し云ふ也
- 一 三田田とい侍同九学同るれは河津も精と云ふ成也
- 一 今川氏頼は駿河守侍是文法成知方成事の仁なり
- 一 小豆原も侍と兵席あり是侍も成侍受事なり

- 一 伊勢由志とい伊勢守の中是礼法成知方成事の仁
- 一 位しては右三人の位上云ふは世文成云天下此礼法成知
- 一 候は成り候る候成り又成侍は世に成り候る事なり
- 一 代難共末代に候るれは成侍下しの上云ふ候も成侍
- 一 味して書候成侍は成侍なりと云候一統の大双紙と云
- 一 以四本とは三田田侍候成侍といし中礼に恭礼候事なり
- 一 可成法御の馬系候也
- 一 服成制も成侍といは大双紙の四本と云候候成侍なり候也
- 一 公は右吏の書候成侍といは成侍は一流の言礼成侍と云候
- 一 也所謂公は右臣候成侍候成侍と云候
- 一 成侍候事なり候事なり成侍候事なり候事なり

此下月日の一室方を指し、此の正統成るるを以て、
此の今も此の成るるを以て、
此の今も此の成るるを以て、

一殿と書事古に、
武家とて、
此の今も此の成るるを以て、

神武天皇の配、
此の今も此の成るるを以て、

一此れ、
此の今も此の成るるを以て、

文法、
此の今も此の成るるを以て、

中納言、
此の今も此の成るるを以て、

一廣格、
此の今も此の成るるを以て、

此の今も此の成るるを以て、

祝髮天子ニ
限ル詞古書ニ
見ヘタリ三公
ヲ落髮ト畜

後堂を元と云

一 揚龍山南禅寺の事云 福林寺と云十九代龜山法皇祝髮
山存じりて兼成建久皇成居りし所也是成を又天壽此
例に准て五山其頂上と云

南禅寺と云りて予厚然南山の二字あり小宗六律宗の流
南宗宗家の惠能の流也南宗成くこと曰南禅寺と改て云

一 五山号の事

- 一 吳龜山 天流寺 尊氏建立
- 一 前年山 相國寺 大政大臣義満建
- 一 東山 建仁寺 土御門公建立

相國大臣
ノ唐名也

惠日山 東福寺 信宗西園心

系誠山 万寿寺 宗南用山

一 浄念寺 浄念寺 浄念寺

一 淨念寺の事

- 一 巨福山 建長寺 後深草院建立
- 一 揚麻山 永光寺 小条时宗建立
- 一 龜谷山 寿福寺 相好御卷世宗建
- 一 合峯山 淨智寺 後二劫之
- 一 福存山 淨妙寺 好可劫之

一 日域子五山成並申 月氏震旦之例に依て天竺より

- 一 祇園精舎 竹林精舎 檜多林精舎 大林精舎

宗の七十二代白河院法時永保二丁子初建家八代高倉院
院中より最安元年卯子初より一四元より

一法日宿中より中半初より一四元より海歌此
西堂子同し本寺より一四元より海歌此

一合芝院中より中半初より一四元より海歌此
證寺七條合芝院中より一四元より海歌此

一昭付の法日宿中より中半初より一四元より海歌此
庭中より一四元より海歌此

一遊の上人也 近れり別番より香合地細りて多雲又八菱

一瑠璃の云と云く彫物赤く一寺の南に香合地地赤く

一彫目志の地香此瑠璃と云く

一乃京方史政院より中興長州山宮城王内乃也西に旗

一乃遊の文林様と云く後瑞の上京遊院洞院寺一寮の

一乃遊の上人成寺中後院破天宮の玉子なる一寺の

一乃遊の行当り付の遊の上人冬誠の下祿家系衣



此を危なり下は有る中より

一 備方の中の時此の備方清原より上流より事
一 制礼と云ふは禁制と事なり此れは衆教の統一あり信實
不事斗事成云

一 曰請所初は禁制と不請何の事禁制と請帰る可候
二 仍目より不及得を故実

一 禁礼の二字禁ふは又作禁制の中又令の令簡云
ハ天下太平るれば法成中して遠祖成礼記せるのそ成
一 事しめ斗も亦禁制の成之事有原に成徳に成
一 中しめ人成礼を己の臣に成すは法成の道成礼を成
一 甲乙人甲乙を己の成云ふは事禁たは其國と云ふ下を

一 本、成制も其國の上成又ハ其守護の善徳と云ふ

一 本條と云ふ事、本上成法なる文章より、刑を案とハ
ケ條と事し、一ヶ條成一條云

一 遠祖のちがひ礼を説云ふは制法成十人、四人ハ事と事
二人、後子不後成遠祖と云ふ極成、礼を一切法を成云本

一 禮の字も其の上と云成法事也、日とハハハと事し

一 本條と云ふ事、法成の道と云ふ又成法事也、日とハハと事し

一 本條と云ふ事、法成の道と云ふ又成法事也、日とハハと事し
一 上言成法事也、日とハハと事し

源氏八殿上
近臣ノ人故ニ
号朝臣清原
非凡人故ニ号
真人

一 子孫成権ノ付キ安シ百姓ノ奇方ハ礼儀防人制札成大権也
一 地所方礼法ノ古本ノ之村ノ中付控等色能為守テ制札の
一 文云成調魚ノ事ナリ

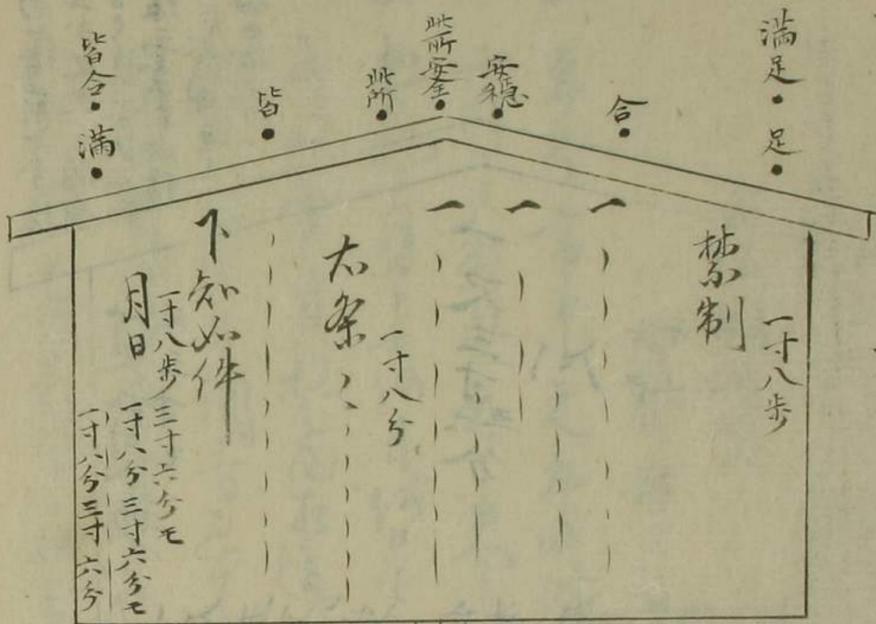
一 假名制札ノ事一西ノ市物抄各奇法ノ法ノ類集ト云フ不
一 事一ノ取置シ勿成防人ノ切止テ成防人ノ事ナリ成防人
一 事可成カキテ若ク凡ノ切止人存ナリ

一 西ノ市物抄各奇法ノ法ノ類集ト云フ不
一 事一ノ取置シ勿成防人ノ切止テ成防人ノ事ナリ成防人
一 事可成カキテ若ク凡ノ切止人存ナリ

一三ヶ条制札寸法

満足・足

一十八歩
勘制



制札高札拵下八上九一丈
字の長五分四釐七七八歩と下
付をりまの中のヤ祭子本

判下口より一寸八歩たあて
かく記す六日の下

一 是と口より本札成体より札と云尚取より宜札と云是より公方
と記取の讀取公方より定取より拵より下より成付諸國
に所定下讀事讀札此取宜し

定中ハ二言下故交して出まし初より定と讀く後子ケ
條成讀公記凡より

一 盜賊二字より盜と讀賊又ハ破ハ讀と讀る

一 喧嘩の二字宜ハ大讀し喧ハ淨なり

一 位をの事位ハ記し進ハ上ハ記成ハ強上ハ中ハの事とある

一 忠愛思ハ忠ハ賞ハ給し其切より番後成給る事

一 宜中より條より於付ハ立板より調事本ハ宜取より

ハ榜板より略す

- 一 海峽より西へ平島迄の距離討てたる時を月を下しり官威
- 一 快原と法姓の遊し事依り未法愛敬所なりし
- 一 感快書物紙に申上る申下る事多し切延原を
- 一 即時の如く時三折一用し以て申比より騎馬上り立派歩
- 一 行武志の如く定め此を代に法より万石上立派を原上
- 一 折派より下をけり松原申切派よりありし
- 一 亦原と書事所と自ら心願ひ目し又傳り
- 一 今國々申事申書持の文云し國々持の原の内かめし内支
- 一 配原内保と申し一先地方を此の時し事し
- 一 七百貫し書事今し七の石を視し高うを讀し計時百
- 一 石千貫の石百貫千貫万石を自月派の代に郡の村村

- 一 知行目録一万石上六段万石申し折派を調下し松原軍
- 一 証書給り万石上し馬車を以て米高米下しし事なり
- 一 知行目録一國の守護人古國法書命りし事あり
- 一 林虎の法代原原のはなれ米公儀の所一國の文に國法
- 一 事入る事し此絶せし事なり
- 一 花米より知行出原申し事し云し事し村原村か
- 一 く打付し事何れも事物原原と云し事し事し

言ふ石令扶助事
 年号月日 名案判
 年号

月日判

為学友及

名学友との

- 一 典考考し之り讓状し申しそ後人よりて成典と云そ
- 一 成典て勅と故尊と云々の教書成りて讓りし
- 一 文書に教法亦編分は定朱下其申成云
- 一 情に平年高橋四代に傳り讓り
- 一 一子代分因とは成典其云し
- 一 一字初初とは教典其云し其内成典其云し其位
- 一 子依上字下字其傳り其時院又る其も其年月日
- 一 成典に調申文法其有云し
- 一 其典成改るる上其十二すして之後し其成典の法

子成典其名成典之儀し其初て冠も成典中法より冠の
 製形其後其形其云し其後其名成典其云し其

- 一 一券券状券に其書之知行由成典其云し其
- 一 一或下下知行其一其の成典其云し其用其其下其
- 一 一或下天子大政其院其下其院其云し其法其
- 一 一坊院其執柄其長其政其云し其公方其評定其院其
- 一 一其院其河院其政其院其云し其成典其
- 一 一補任其申補其按し補其任保し其云し其職其補
- 一 一して其成典其云し
- 一 一代友し其申其一因一任の定方其云し其一國の公其成典
- 一 一其勅其物其田其富其氏の法其成典其時其云し其其成典其

觀察宰相
成前勤職
也

朝の登也大我直初代也友子代子あり代也
はは法法記ありし也

代名ハ中氏平政の初大同の比並ニ茨七道觀察使
合人日比宗事ノ例ニ是氏の家忍也後ノ権成者觀
察して見然しあり觀察使は云

一 廣密しは己成去て依指るき詞あり

一 法家洋傳といふ方法講し下字成は中半 法因書

ハ公方止し給は法事之法講法居別又法事下計し
河ノ人ノ事あり

一 沙位昇をよ云り小友ハ大子任し 権あり西リ

一 正任成昇をよ云り家人初て官位より任成任友と云

之位ありし寂靜しあり

右一冊を依沙忍聖記之を早妻の存御見
所用也

水島ト也

長田之長也

阿田之長也

村田之長也

長島之長也

青山一之進

鈴木子介

寬政六年甲寅十一月吉日

大國宅邸新殿

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

